

リースの諸制度

低炭素設備 リース信用保険	家庭・事業者向け エコリース促進事業	被災中小企業 復興支援リース事業	地域林業・木材産業機械設備 リース導入支援事業
<p>◆目的 エネルギー環境適合製品の需要の開拓のための事業を行うことにより、当該製品の開発および製造を行う事業の促進を図り、もって我が国産業の振興を通じて国民経済の健全な発展に寄与する。</p>	<p>◆目的 低炭素機器普及による社会の低炭素化、環境産業の育成。より高効率な低炭素機器の導入促進を促すこと。</p>	<p>◆目的 東日本大震災に起因する設備の滅失等により、被災物件に係る債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助することにより、被災中小企業の二重債務負担の軽減を図るとともに、被災地の雇いを維持・促進する。</p>	<p>◆目的 低コストで安定的な国産材の供給及び品質・性能の確かな木材製品の安定供給に資する。</p>
<p>◆概要 リース事業者（被保険者）と一般社団法人低炭素設備投資促進機構は、原則3年間の包括保険契約を締結する。一般社団法人低炭素設備投資促進機構は、リース使用者の倒産等の保険事故の発生により、当該リース事業者がリース料の支払いを受けることができなくなった場合に被る損害の50%を保険金として支払う。</p>	<p>◆概要 家庭、業務、運輸部門を中心とした地球温暖化対策を目的として、一定の基準を満たす、再生可能エネルギー設備や産業用機械、業務用設備等の幅広い分野の低炭素機器をリースで導入した際に、リース料総額の一部を補助する。</p>	<p>◆概要 補助対象となる中小企業等が補助対象となるリース契約を締結する際に、リース料の10%又は3,000万円のいずれか少ない額を補助する。</p>	<p>◆概要 全国木材協同組合連合会は、リース料の助成を決定したときは、借受者及びリース会社との間で、三者契約を締結し、助成額をリース会社に交付する。この場合において、借受者が支払うリース料の額は、本来のリース料の額から助成額を差し引いた額とする。</p>
<p>◆対象事業者 一般社団法人低炭素投資促進機構が以下の要件に合致していると判断したリース事業者。 ①一定期間以上、リース事業を営んでいること。 ②与信管理能力（債権管理体制）が認められること。 ③コンプライアンス体制が確立されていること。 ④低炭素関連設備の普及に向けて、積極的な社内体制を有していること。 ⑤その他、当機構の引き受け基準を満たしていること。</p>	<p>◆対象者 ①家庭（個人） ②個人事業主 ③中小企業又は中堅企業 ※中小企業：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社法上の会社。 ※中堅企業：資本金の額又は出資の総額が3億円超、10億円未満の会社法上の会社。</p>	<p>◆対象事業者 東日本大震災により被災し、リース設備の滅失等によりリース債務を抱えている中小企業及び組合。 ※中小企業とは、中小企業支援法で規定する企業。</p>	<p>◆対象事業者 地域林業・木材産業機械設備リース導入支援事業実施要領の要件に該当するもので、少なくともリース契約期間中に事業活動を継続することが確実であつて、かつ、規約等により適正な事業運営が行われると認められるものであること。</p>
<p>◆対象設備 低炭素投資促進法の規定に基づき、エネルギー環境適合製品の範囲を定めた農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号で定めるエネルギー環境適合製品のうち、一般社団法人低炭素設備投資促進機構が指定したもの ※上記のほか、保険対象となるリース契約及び対象となる保険事故の要件を満たす必要がある。</p>	<p>◆対象設備 ①環境省が定める基準を満たす低炭素機器であること。なお、本制度の対象機器はリース信用保険の対象機器の部分集合となっている。 ②家庭（個人）の対象機器は、「太陽光発電設備」、「風力発電装置」、「太陽熱利用装置」、「地中熱利用装置」及び「燃料電池設備」に限定。 ③平成26年3月15日までに借受証が発行される低炭素機器であること。 ※上記のほか、対象となるリース契約の要件を満たす必要がある。</p>	<p>◆対象設備 ①東日本大震災により被災したリース物件。 ②特定被災区域内に設置（自動車の場合は車両登録）するリース物件。</p>	<p>◆対象設備 リースにより借り受ける機械設備等で、地域林業・木材産業機械設備リース導入支援事業実施要領で定めるもの。</p>
一般社団法人低炭素投資促進機構	一般社団法人 ESCO 推進協議会	日本商工会議所	全国木材協同組合連合会